○環境省令第四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第二項及び第六項の規定に基づき、汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

環境大臣　大塚　珠代

汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令

汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二十号中「第一条第七号、第十一号、第十二号、第十四号、第十八号、第二十二号及び第二十四号に掲げる物質並びに」を「第一条第十三号に掲げる物質及び」に改める。

第五条第十六号ロ「令第一条第七号、第十一号、第十二号、第十四号、第十八号、第二十二号及び第二十四号に掲げる大気有害物質並びに」を「令第一条第十三号に掲げる大気有害物質及び」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第七十四号）附則第二項の規定による許可の申請については、この省令による改正後の汚染土壌処理業に関する省令第二条の規定の例による。

告示

○金融庁告示第十一号

農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第二十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定目的会社又は受託信託会社等が保有することができる有価証券及び特定目的会社が預金をすることができる銀行その他の金融機関を指定する件（平成十二年金融庁告示第四十七号）等の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

金融庁長官　森　信親

（特定目的会社又は受託信託会社等が保有することができる有価証券及び特定目的会社が預金をすることができる銀行その他の金融機関を指定する件の一部改正）

第一条　特定目的会社又は受託信託会社等が保有することができる有価証券及び特定目的会社が預金をすることができる銀行その他の金融機関を指定する件の一部を次のように改正する。

第二号の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により資産の流動化に関する法律の規定を適用する場合における第二号ヌの規定の適用については、同号ヌ中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。

（銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件の一部改正）

第二条　銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年金融庁告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第二条第二項及び第七条第二項の規定の適用については、第二条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）をいう。第二号及び第七条第二項において同じ。）」と、同項第二号中「銀行等」とあるのは「銀行等及び特定承継会社等」と、同項第二号中「銀行等」とあるのは「銀行等及び特定承継会社等」とする。

（信用金庫の従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件の一部改正）

第三条　信用金庫の従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年金融庁告示第四十号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第二条第二項及び第三条第二項の規定の適用については、第二条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）をいう。第二号及び次条第二項において同じ。）」と、同項第二号中「信用金庫等」とあるのは「信用金庫等及び特定承継会社等」と、第三条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等」とする。

（信用協同組合の従属業務を営む会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件の一部改正）

第四条　信用協同組合の従属業務を営む会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年金融庁告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第二条第二項及び第七条第二項の規定の適用については、第二条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）をいう。第二号及び第七条第二項において同じ。）」と、同項第二号中「銀行等」とあるのは「銀行等及び特定承継会社等」と、同項第二号中「銀行等」とあるのは「銀行等及び特定承継会社等」とする。

（信用金庫の従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件の一部改正）

第三条　信用金庫の従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年金融庁告示第四十号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第二条第二項及び第三条第二項の規定の適用については、第二条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）をいう。第二号及び次条第二項において同じ。）」と、同項第二号中「信用金庫等」とあるのは「信用金庫等及び特定承継会社等」とする。

（信用協同組合の従属業務を営む会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件の一部改正）

第四条　信用協同組合の従属業務を営む会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年金融庁告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第二条第二項及び第七条第二項の規定の適用については、第二条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）をいう。第二号及び第七条第二項において同じ。）」と、同項第二号中「銀行等」とあるのは「銀行等及び特定承継会社等」と、同項第二号中「銀行等」とあるのは「銀行等及び特定承継会社等」とする。